

令和 4 年度 事業計画書

社会福祉法人大門福祉会

自 令和 4 年 4 月 1 日

至 令和 5 年 3 月 3 1 日

- 目次 -

・ 指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホームこぶし園(なでしこの庭・ひいらぎの杜)」事業計画	1～7
・ 特別養護老人ホームこぶし園行事計画	8
・ こぶし園研修計画 資質向上研修 (SDS)	9～11
・ 指定 (介護予防) 短期入所生活介護事業所「特別養護老人ホームこぶし園」事業計画	12～15
・ 厨房行事計画	16
・ 指定通所介護／第一号通所／障害福祉サービス事業所「こぶし園デイサービスセンター」事業計画	17～19
・ こぶし園デイサービスセンター行事計画	20
・ 指定訪問介護／第一号訪問／障害福祉サービス事業所「射水市大門在宅介護支援センター」事業計画	21～23
・ 指定居宅介護支援事業所「射水市大門在宅介護支援センター」事業計画	24～26
・ 指定介護予防支援事業所「大門・大島地域包括支援センター」事業計画	27～32
・ 水戸田保育園事業計画	33～36
・ 水戸田保育園行事計画	37

指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホームこぶし園(なでしこの庭・ひいらぎの杜)」事業計画

運営事業	事業目的	事業概要	備考
1. 基本事業	入居者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように「笑顔の声がけ」「やさしい気配り」を実践しながら『信じあう心、希望のある生活、愛し合う生活』を整える。また、人として共に生きる人生の意義、人権尊重を大切にした生活の場が提供できるよう支援する。	(1)日常生活上の援助 ・なでしこの庭、ひいらぎの杜で生活支援を行う。 ・事業運営に支障がないように必要な職員を配置する。 ・傾聴、受容を基本として関わり、信頼関係を構築する。 ・趣味嗜好、役割、社会参加によって、生活に潤いと変化をもつことができるよう支援する。 ・認知症に対して専門的なアプローチを行い、個性を尊重しながら支援する。 ・機能の回復とその減退を防止できるよう軽作業やレクリエーション、クラブ等の活動を通じて残存機能を維持できるよう取り組む。 ・心身の安定と嗜好を満たした栄養補給となるよう栄養管理を行いながら満足できる食事を提供し、支援する。 ・心身の状況やプライバシーに配慮した適切な方法によってスムーズに排泄できるよう支援する。 ・心身の状況に配慮した週2回以上の入浴や清拭によって、清潔保持やリフレッシュできるよう努める。 ・その他、離床や更衣、整容、移動等の生活動作が、利用者の心身の状況に合わせて可能な限り自立した生活が送れるよう支援する。 ・重度化する利用者への対応が的確に行えるよう、予測的な生活支援に取り組む。 (2)健康管理、療養上の援助 ・医師や看護職員が中心となって、健康保持できるよう注意しながら健康管理を行う。 ・必要に応じて、健康保持のための適切な処置を行う。 ・新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルス	【定員】 なでしこの庭50名 ひいらぎの杜34名 【対応体制（加減算）】 日常生活継続支援 夜勤職員配置 看護体制 療養食 認知症専門ケア 身体拘束廃止取組 看取り介護体制 配置医師緊急時対応 安全対策体制 科学的介護推進体制 自立支援促進

指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホームこぶし園(なでしこの庭・ひいらぎの杜)」事業計画

運営事業	事業目的	事業概要	備考
		等の感染症がまん延しないよう対応を講じる。 (3)生活上の相談援助 ・入居者の相談に対して誠意をもって検討し、必要な助言や支援を行う。 ・サービス利用に際する行政機関等への手続きや必要な手続きを代行する。 (4)施設サービス計画書 ・心身の状況及びその有する能力、生活環境を考慮し、自立した日常生活を営むことができるよう計画する。 (5)人権擁護、安心安全 ・入居者やその家族等の個人情報保護、秘密保持を徹底する。 ・原則、隔離、身体拘束、薬剤投与等の行動制限を行わない。 ・安全、安心に生活できるよう、事故、苦情発生リスクを最小限にするため取り組む。 (6)看取り ・自己決定と尊厳を守る看取りができるよう、本人や家族の意向を最大限に尊重して支援する。 ・万が一病院や在宅で治療を望まれた場合でも、搬送先の病院等への引継ぎや継続的に支援する。	
2. 日常生活支援	入居者の生活が健康かつ安全で、変化のある充実した生活となるよう、健康を維持しながら地域交流を図ることができるよう支援する。	(1)生活支援全般 ・法人理念を理解し、基本事業に基づいて理念を実践する。 ・個別のニーズに沿った施設サービス計画書の達成状況や見直しを行いながら支援する。 ・多職種協働で行い、家族や社会資源を用いながら支援を行う。	

指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホームこぶし園(なでしこの庭・ひいらぎの杜)」事業計画

運営事業	事業目的	事業概要	備考
		(2)余暇 ・日々の生活とは別に、嗜好や楽しみに配慮した催しを行う。 ・健康管理ができるよう館内の消毒や利用者の健康診断を行う。 ・社会資源である地域の方々から協力を得ながら、趣味教養活動を行う。 (3)安全、衛生 ・健康管理できるよう利用者の健康診断や嘱託医による診察を行う。 ・居住空間の定期的な清掃や消毒を行う。	【別紙「特別養護老人ホームこぶし園行事計画」参照】 【嘱託医】 野澤医師 八木医師
3. 施設サービス計画書	入居者の心身の状況及びその有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、自立した日常生活を営むことができるよう計画し、入居者等に説明した上で同意を得る。	(1)個性 ・個性を尊重した入居者のニーズを見出し、満足や充実感が得られるように計画する。 ・入居者の親族や知人、多職種が協働し、今までの生活が継続できるよう計画する。 ・安定した心身状況において、生活サイクルが安定できるよう計画する。 (2)機能維持 ・残存機能の維持を目指し、必要な機能の回復とその減退を防止できるよう計画する。 (4)健康管理 ・疾患予防、緊急時の対応は速やかに行えるよう計画する。 (5)日常生活援助 ・生活の基本的要素を入居者本位で支援できるよう計画する。	【計画（加算）】 褥瘡マネジメント 経口維持

指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホームこぶし園(なでしこの庭・ひいらぎの杜)」事業計画

運営事業	事業目的	事業概要	備考
		食事…嗜好に応じた楽しめる食事とし、栄養管理できるよう計画する。 入浴…清潔保持、リフレッシュ効果を求められるよう安楽に入浴できるよう計画する。 排泄…オムツの着用は最小限として、自然な排泄ができるよう計画する。 (6)環境 ・人的、物的環境ともに安心した環境になるよう計画する。 (7)看取り ・入居者や家族が求める看取りになるよう、要望を的確に把握し計画する。	
4. 会議	入居者の日常生活支援や事業運営について意思統一、共通認識し、多職種協働で取り組む。	(1)ホーム会議(なでしこの庭、ひいらぎの杜) ・生活支援の基準となるマニュアルや緊急時の対応について理解を深める。 ・事故苦情等のリスクマネジメントについて取り組む。 ・より良い日常生活支援が行えるよう取り組む。 ・その他必要と思われる事項について取り組む。 (2)運営・リーダー会議 ・なでしこの庭、ひいらぎの杜それぞれの運営に関する事項について協議する。 ・なでしこの庭、ひいらぎの杜それぞれの介護質向上について取り組む。 ・人材育成や地域資源の活用について取り組む。 ・事故苦情等のリスク予見及び対策について取り組む。 ・その他必要と思われる事項について取り組む。	【副施設長、主任、副主任、その他参加が必要と思われる職員】

指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホームこぶし園(なでしこの庭・ひいらぎの杜)」事業計画

[illegible]

指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホームこぶし園(なでしこの庭・ひいらぎの杜)」事業計画

運営事業	事業目的	事業概要	備考
		(7)専門資格取得 ・介護福祉士、介護支援専門員等の資格取得に向けた支援体制を強化し、資格取得を推進する。 ・認知症、ユニットケア等の研修に参加し、修了する。 (8)委員会 ・知識の取得や情報発信によって共通認識し、職員の資質向上を目指す。 ・利用者やそのご家族等の意見を反映できるよう取り組む。 ・事故の再発防止等の一層の強化に努める。 ・感染症対策の強化や自然災害への地域と連携した対応の強化を目指し、業務継続計画等を策定する。 (9)実習生受入 ・介護福祉士等養成課程における実習生に対し、次世代の介護現場を担う人材として、介護の魅力や介護技術、知識向上ができるよう指導する。 ・高校生以下のインターンシップ、就業体験等では、高齢者と触れ合う喜びを感じ、介護の基礎知識が習得できるよう指導する。 (10)ボランティア受入 ・地域における「その人らしい生活を支える」活動として必要な人材である。 ・施設ニーズとボランティア本人の希望が合致できるように調整、指導する。 ・知識や経験を活かしながら継続できる活動となるよう支援する。	安全対策体制の強化 業務継続に向けた取組の強化

指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホームこぶし園(なでしこの庭・ひいらぎの杜)」事業計画

運営事業	事業目的	事業概要	備考
		(1)外国人材の活用 ・技能実習制度を活用して外国人実習生を受け入れ介護技術の向上を目指しながら雇用する。 ・介護技能、介護日本語評価試験合格者は、特定技能制度を活用して雇用する。 ・在留資格「介護」となり在留期間更新の回数制限がなくなるよう介護福祉士の取得に向けて支援する。	最長5年（特定技能制度10年）
6. 地域貢献活動	社会福祉法人の使命である地域社会における福祉の増進の一環として、他事業所と連携し地域貢献活動の実践を深めて社会福祉法人の存在意義について広く理解を得る。	(1)地域での信頼確立に向けた取り組み ・地域環境美化活動の実施により、地域に貢献する。 ・福祉施設として、災害時における福祉避難所の機能が発揮できるように取り組む。 (2)地域における福祉の推進 ・幅広く介護への関心が深まるよう施設訪問や紹介を行い、介護への関心が深まり、地域への介護啓発や介護の担い手を生み出すことを目的に取り組む。 ・障がい者や高齢者、認知症への理解、介護への関心が深まるよう取り組む。 ・施設訪問や紹介によって、施設への理解を深める活動を行う。 ・地域ニーズを把握し、そのニーズに応じられるよう取り組む。	アダプトプログラム 小中高等学校、社会福祉協議会、各種団体等

特別養護老人ホームこぶし園行事計画

月	行事・事業名	備考
4月		
5月		
6月	あじさい見学	
7月	納涼祭	
8月	物故者追悼法要	
9月	長寿を祝う会	
10月	入居者健康診断	
11月		
12月	入居者忘年会	
1月	新年お楽しみ会	
2月	節分	
3月	ひな祭り	
その他	<月1回> 書道クラブ、華道クラブ、喫茶（ひいらぎ） 理容 美容 <隔月> 射水市あったか介護相談 <その他> 大門高校出前教室（年1回）	大門理容組合 大門美容組合 射水市相談員派遣 職員講師派遣

※各行事・事業は事業所単位で実施予定

こぶし園研修計画 資質向上研修（SDS）

年間カリキュラム【全員共通必須研修】

必須研修（年間計画）		受講期間（目安）
1	接遇に関する研修	2022/4/1～2022/4/30
2	認知症及び認知症ケアに関する研修	2022/5/1～2022/5/31
3	プライバシーの保護の取り組みに関する研修	2022/6/1～2022/6/30
4	倫理及び法令遵守に関する研修	2022/7/1～2022/7/31
5	事故発生又は再発防止に関する研修	2022/8/1～2022/8/31
6	緊急時の対応に関する研修	2022/9/1～2022/9/30
7	感染症・食中毒の予防及び蔓延防止に関する研修	2022/10/1～2022/10/31
8	身体拘束の排除の為の取り組みに関する研修	2022/11/1～2022/11/30
9	非常災害時の対応に関する研修	2022/12/1～2022/12/31
10	ターミナルケアに関する研修	2023/1/1～2023/1/31
11	高齢者虐待防止に関する研修	2023/2/1～2023/2/28
12	介護予防に関する研修	2023/3/1～2023/3/31

階級別研修【職群・職種別必須研修】

必須研修		受講期間（目安）
+新人（1～2年）		受講期間（目安）
1	介護事故・ヒヤリハット研修	2022/4/1～2023/3/31
2	おむつ交換	
3	ベッド上での移動	
4	歩行・車いすでの移動	
5	更衣	
6	口腔ケア	
7	入浴介助	
8	ボディメカニクス	

必須研修		受講期間（目安）
+中堅A（3～4年）一般職群、総合職群		受講期間（目安）
1	介護事故・ヒヤリハット研修	2022/4/1～2023/3/31
2	高齢者サービスの接遇	
3	褥瘡予防	
4	服薬管理	
5	ボディメカニクス	
6	高齢者に多い疾患研修	

こぶし園研修計画 資質向上研修（SDS）

必須研修		受講期間（目安）
＋中堅B（5～6年）一般職群、総合職群		受講期間（目安）
1	介護事故・ヒヤリハット研修	2022/4/1～2023/3/31
2	高齢者サービスの接遇	
3	高齢者に多い疾患研修	
4	チームコミュニケーション	
5	メンタルヘルスケア研修	
必須研修		受講期間（目安）
＋中堅C（7年以上）一般職群、総合職群		受講期間（目安）
1	介護事故・ヒヤリハット研修	2022/4/1～2023/3/31
2	医学的危機管理	
3	リスクマネジメント研修	
4	チームケアによる利用者満足創出のポイント	
5	目標管理とは	
6	多職種連携	
7	担当者会議研修	
必須研修		受講期間（目安）
＋看護職員		受講期間（目安）
1	高齢者に多い疾患研修	2022/4/1～2023/3/31
2	医学的危機管理	
3	老化に伴うこころとからだの変化	
4	高齢者に処方される薬と副作用研修	
5	服薬管理	
6	メンタルヘルスケア研修	
7	地域医療連携	
8	多職種連携研修	
必須研修		受講期間（目安）
＋介護支援専門員		受講期間（目安）
1	アセスメント研修	2022/4/1～2023/3/31
2	モニタリング研修	
3	ケアマネジメント技術研修	
4	目標管理とは	
5	実地指導研修	
6	担当者会議研修	
7	成年後見制度	
8	相談援助技術	
9	居宅介護計画の作成研修	

こぶし園研修計画 資質向上研修 (SDS)

必須研修		受講期間 (目安)	
+ 生活相談員		受講期間 (目安)	
1	相談援助技術	2022/4/1～2023/3/31	
2	成年後見制度		
3	ケアマネジメント技術研修		
4	目標管理		
5	事業計画		
6	多職種連携		
7	実地指導研修		
8	担当者会議研修		
必須研修		受講期間 (目安)	
+ サービス提供責任者		受講期間 (目安)	
1	サービス提供責任者業務としての心構え	2022/4/1～2023/3/31	
2	訪問介護事業所のサービス内容		
3	資格要件		
4	訪問介護新入社員向け研修		
5	高齢者に多い疾患研修		
6	多職種連携研修		
7	担当者会議研修		
必須研修		受講期間 (目安)	
+ 管理 (指導職群、管理職群)		受講期間 (目安)	
1	組織の役割と責任の在り方	2022/4/1～2023/3/31	
2	目標管理とは		
3	メディパスアカデミー介護オンラインユーザー会		
4	どのような事業所をつくりたいですか？		
5	人件費率に関する分析		
6	事業計画		
7	多職種連携研修		
8	担当者会議研修		
9	実地指導研修		

指定（介護予防）短期入所生活介護事業所「特別養護老人ホームこぶし園」事業計画

運営事業	事業目的	事業概要	備考
1. 基本事業	利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように「笑顔の声がけ」「やさしい気配り」を実践しながら『信じあう心、希望のある生活、愛し合う生活』を求めて、人として共に生きる人生の意義、人権尊重を大切にした生活の場が提供できるよう支援する。	(1)日常生活上の援助 ・なでしこの庭青空通りを中心として生活支援を行う。 ・傾聴、受容を基本として関わり、信頼関係を構築する。 ・趣味嗜好、役割、社会参加によって、生活に潤いと変化をもつことができるよう支援する。 ・認知症を理解し、専門性を活かした個性を尊重しながら支援する。 ・機能の回復とその減退を防止できるよう軽作業やレクリエーション、クラブ等の活動を通じて残存機能を維持できるよう取り組む。 ・心身の安定と嗜好を満たした栄養補給となるよう栄養管理を行いながら満足できる食事を提供し、支援する。 ・心身の状況やプライバシーに配慮した適切な方法によってスムーズに排泄できるよう支援する。 ・心身の状況に配慮した週2回以上の入浴や清拭によって、清潔保持やリフレッシュできるよう努める。 ・その他、離床や更衣、整容、移動等の生活動作が、利用者の心身の状況に合わせて可能な限り自立した生活が送れるよう支援する。 (2)緊急時の円滑な受け入れ ・緊急に当該サービスの利用が必要と判断される場合は速やかに利用へ繋げる。 (3)健康管理、療養上の援助 ・医師や看護職員が中心となって、健康保持できるよう注意しながら健康管理を行う。 ・必要に応じて、健康保持のための適切な処置を行う。	要支援1～2 要介護1～5 定員20名 【対応体制（加減算）】 サービス提供体制強化 夜勤職員配置 看護体制 療養食 送迎体制

指定（介護予防）短期入所生活介護事業所「特別養護老人ホームこぶし園」事業計画

運営事業	事業目的	事業概要	備考
		・新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症がまん延しないよう対応を講じる。 (4)生活上の相談援助 ・積極的に利用者の在宅生活の向上を図ることを目指して相談及び援助を行う。 (5)人権擁護、安心安全 ・利用者やその家族等の個人情報保護、秘密保持を徹底する ・原則、隔離、身体拘束、薬剤投与等による行動制限を行わない。 ・安全、安心に生活できるよう、事故、苦情発生リスクを最小限にするため取り組む。 (6)(介護予防)短期入所生活介護計画書 ・利用者の心身の状況及びその有する能力、おかれている環境等を踏まえて、当該サービス開始前から終了後までのサービスの継続性に配慮して作成する。 ・居宅サービス計画書が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。 ・おおむね4日以上利用される場合に作成する。 (7)送迎 ・利用者の心身状態、家族等の事情等によって送迎を行うことが必要な利用者に対して送迎を行う。 (8)ミドルステイ事業 ・射水市等からの受託事業。 ・やむを得ない事情によって居宅生活が困難になった要介護者や独居者を一時的に受け入れる。	

指定（介護予防）短期入所生活介護事業所「特別養護老人ホームこぶし園」事業計画

運営事業	事業目的	事業概要	備考
2. 日常生活支援	利用者の生活が健康かつ安全で、変化のある充実した生活となるよう、健康を維持しながら地域交流を図れる生活の場が提供できるよう支援する。	(1)生活支援全般 ・法人理念を理解し、基本事業に基づいて理念を実践する。 ・在宅生活へ復帰することを念頭において行う。 ・個別のニーズに沿った短期入所生活介護計画書の達成状況や見直しを行いながら支援する。 ・家庭環境等を配慮しながら日常生活の自立を助けるために支援する。 ・多職種協働で行い、家族や社会資源を用いながら支援する。 (2)余暇 ・日々の生活とは別に、嗜好や楽しみに配慮した催しを行う。 ・社会資源である地域の方々から協力を得ながら、趣味教養活動を行う。 (3)安全、衛生 ・利用期間中の健康管理を行い、体調不良となった場合は必要に応じて嘱託医による診察を行う。 ・居住空間の定期的な清掃や消毒を行う。	【別紙「特別養護老人ホームこぶし園行事計画」参照】 【嘱託医】 野澤医師 八木医師
3. 短期入所生活介護計画書	利用者の心身の状況及びその有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう計画し、利用者等に説明した上で同意を得る。	(1)個別性 ・個性を尊重した入居者のニーズを見出し、満足や充実感が得られるように計画する。 ・利用者の親族や知人、多職種が協働し、今までの生活が継続できるよう計画する。 ・安定した心身状況において、生活サイクルが安定できるよう計画する。 ・個性を尊重した利用者のニーズを見出し、満足や充実感が得られるように生活設計する。	

指定（介護予防）短期入所生活介護事業所「特別養護老人ホームこぶし園」事業計画

運営事業	事業目的	事業概要	備考
		(2)機能維持 ・残存機能の維持を目指し、必要な機能の回復とその減退を防止できるよう計画する。 (3)健康管理 ・疾患予防、緊急時の対応は速やかに行えるよう計画する。 (4)日常生活援助 ・生活の基本的要素を利用者本位で支援できるよう計画する。 食事…嗜好に応じた楽しめる食事とし、栄養管理できるよう計画する。 入浴…清潔保持、リフレッシュ効果を求められるよう安楽に入浴できるよう計画する。 排泄…オムツの着用は最小限として、自然な排泄ができるよう計画する。 (5)環境 ・人的、物的環境が安心できるように計画する。	
4. 会議	利用者の日常生活支援や事業運営について報連相を密に行い、意思統一、共通認識し、多職種協働で取り組む。	(1)他事業所との連携 ・利用者の支援について、適宜連絡をとりあう。 ・サービス担当者会議やこぶし園事業所間のミーティングで情報を共有する。 (2)事業所内での連携 ・新規利用者や利用前状況を把握し、介護を提供する。	

厨房行事計画

区分	目的	内容
薬膳料理の日	季節ごとに合った薬膳料理を提供することによって、病気の予防・回復を目的とする。	3か月に1回季節にあった薬膳料理を昼食時に提供する。旬の食材を使用し季節や体調にあった食事によって健康維持を図る。
精進料理の日	追悼法要に合わせ、精進料理を提供することによって、身も心も清浄にすることを目的とする。	8月の追悼法要の日に合わせて精進料理を昼食時に提供する。また、殺生を戒める仏教の教えにならい、肉類、魚介類を使用せずに、穀類、豆類、野菜だけを使用し、食材それぞれの味を生かした食事を提供する。
おやつセレクト	自分の好みのおやつを選んでいただき、楽しんでもいただくことを目的とする。	月2回、午後おやつ時に数種類のおやつを用意し選んでもいただく。
行事食	行事にあわせた食事を食べて、季節を感じていただくことを目的とする。	季節の行事に合わせた行事食を提供する。
喫茶	数種類の飲み物の中から、好みのものを選択していただき、楽しんでもいただくことを目的とする。	各棟・各ユニットに嗜好飲料を常備し、希望があった場合に提供する。
鍋の日	温かい鍋を囲んで楽しく食事をしていただくことを目的とする。	11月から2月まで、4回の昼食時に実施。デイサービス利用者も併せて行う。
誕生日お祝い 100歳のお祝い	入居者の誕生日のお祝いを目的とする 100歳の誕生日を迎えられる入居者をお祝いすることを目的とする。	月1回、午後おやつ時にバースデイケーキを提供する。 入居者の100歳の誕生日にメッセージカードを昼食時に送りお祝いする。
防災食献立	9月1日の防災の日に合わせ、昼食時に非常食を提供し、防災について意識を高めてもらうことを目的とする。	災害等が起きた時の為に備蓄している食品を実際に提供し、非常食提供の訓練をする。

指定通所介護／第一号通所／障害福祉サービス事業所「こぶし園デイサービスセンター」事業計画

運営事業	事業目的	事業概要	備考
1. 基本事業 通所介護 第一号通所事業 ・通所介護相当サービス ・通所型サービスA - 基準該当障害福祉サービス事業 ・生活介護(基準該当) ・自立訓練(基準該当)	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。 リハビリテーションの基本理念に基づいて、「心身機能」「活動」「参加」などの生活機能向上を図る。	事業者規模 通常規模型 定員1日40名 うち、通所介護相当サービス、障害福祉対象者含む。 通所型サービスA(緩和型) 定員1日5名 (1)通所介護計画の作成 ・個々の利用者の課題、ニーズを把握し目標設定し援助する。 ・目標設定を計画書に反映し、より具体的に評価を行い、向上する喜びを利用者、家族とともに共有する。 (2)送迎 ・送迎車により事業所と自宅の間を行う。 ・通常の営業時間の利用の方を行う。 (3)食事 ・利用者の身体状況及び、嗜好を考慮した食事を提供する。 (4)入浴 ・利用者の心身状況に応じて、一般浴、チェアー浴、清拭を提供し清潔保持を行う。 ・足湯にて心身ともにリフレッシュして頂く。 (5)口腔ケア ・利用者ごとの口腔清潔、摂食・嚥下機能の維持、向上の為適切な援助を行う。 (6)機能維持 ・日常生活を送る為に必要な機能の維持・向上を図る。 (7)レクリエーション ・興味を持って意欲的に実践できるよう援助し、日常生活動作(ADL)を向上させる。 ①行事的活動 ②体操 ③趣味活動など	月平均延べ利用者数750名以下 全利用者対象 口腔機能向上加算 事業対象者、要支援、要介護の特定者のみ対象 【別紙「こぶし園デイサービスセンター行事計画」参照】

指定通所介護／第一号通所／障害福祉サービス事業所「こぶし園デイサービスセンター」事業計画

[illegible]

指定通所介護／第一号通所／障害福祉サービス事業所「こぶし園デイサービスセンター」事業計画

運営事業	事業目的	事業概要	備考
2. 人材育成	福祉サービスの場において専門職としての質向上、人材育成に取り組む。	(1)実習生受入 ・介護福祉士等養成課程における実習生に対し、次世代の介護現場を担う人材として介護の魅力や介護技術、知識向上ができるよう指導する。 ・「14歳の挑戦」等の就業体験では、高齢者と触れ合う喜びを感じ、介護の基礎知識が習得できるよう指導する。 (2)ボランティア受入 ・地域における「その人らしい生活を支える」活動として必要な人材であり、事業所ニーズとボランティア本人の希望が合致できるように調整、指導する。 ・知識や経験を活かしながら継続できる活動となるよう支援する。	
3. 地域貢献活動	社会福祉法人の使命である地域社会における、福祉の増進の一環として、他事業所と連携し地域貢献活動の実践を深めて社会福祉法人の存在意義について広く理解を得る。	(1)地域での信頼確立に向けた取り組み。 ・地域環境美化活動の実施により地域に貢献する。 (2)地域における福祉の推進 ・基礎的な介護技術体験を通じた活動を行い、介護への関心が深まるよう取り組む。 ・足湯を開放し、地域の方々へ交流の場を提供する。 ・一人暮らしの利用者、高齢者世帯への声掛け活動を行い、地域で安心して暮らし続けられるよう支援する。	アダプトプログラム 大門ボランティア連絡協議会等

こぶし園デイサービスセンター行事計画

月	行事・事業名	備考
4月		
5月	手作りおやつ	
6月	あじさい見学	
7月		
8月	納涼祭	
9月		
10月		
11月		
12月	忘年会	
1月	書初め	
2月	節分	
3月	手作りおやつ	
その他	個別レクリエーション・・・「運動」、「脳トレーニング」、「音楽」を1週間おきに実施 利用者のニーズに対応した個別レクリエーションも実施 月末は誕生ウィーク 手芸クラブ（月1回）	クラブ講師

指定訪問介護／第一号訪問／障害福祉サービス事業所「射水市大門在宅介護支援センター」事業計画

運営事業	事業目的	事業概要	備考
1. 基本事業 訪問介護事業	介護保険の要介護認定で要介護と認定された者に対し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。	(1)サービス内容 ・身体介護 排泄・食事・専門的調理・清拭・入浴・整容・更衣・移乗・移動・服薬・自立支援のための見守りの援助等 ・生活援助 掃除、洗濯、衣類の補修、一般的な調理、買い物等 ・身体・生活援助 身体介護と生活援助を組み合わせたサービス (2)訪問介護計画の作成 ・利用者の日常生活全般の状況及び希望をふまえて作成する。又、サービスの質の維持を図るため、必要な情報を一元化していく。 サービス提供時間7:00～20:00 休日 なし	月平均利用者数35名
第一号訪問事業 ・訪問介護相当サービス	介護保険の要介護認定で要支援・事業対象者と認定された者に対し、可能な限り居宅において、要支援状態の維持、改善を図り、要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。	(1)サービス内容 ・身体・生活援助 入浴、排泄、食事、調理、洗濯、掃除、買い物等 (2)訪問介護相当サービス計画の作成 サービス提供時間7:00～20:00 休日 なし	月平均利用者数1名

指定訪問介護／第一号訪問／障害福祉サービス事業所「射水市大門在宅介護支援センター」事業計画

運営事業	事業目的	事業概要	備考
・訪問型サービス A	介護保険の要介護認定で要支援・事業対象者と認定された者に対し、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことが出来るようサービスを提供することを目的とする	(1)サービス内容 ・生活援助 掃除・洗濯・一般的な調理、買い物等) (2)訪問型サービスA計画の作成 サービス提供時間7:00～20:00 休日 なし	月平均利用者数15名
指定障害福祉サービス事業	身体、知的、精神障害者が、居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営み、社会参加が促進できるよう尊厳を守り支援することを目的とする。	(1)サービス内容 ・身体介護 食事・排泄・入浴・衣類着脱・清拭・その他日常生活を営むために必要な身体介護) ・家事援助 調理・洗濯・掃除・買い物・日常生活を営むために必要な家事援助 (2)居宅介護計画の作成 ・サービス提供時間8:30～17:30 ・休日 土、日、祝日、お盆、年末年始	月平均利用者数0名
2. 人材育成	福祉サービスの場において専門職としての質向上、人材育成に取り組む。	(1)実習生受入 ・介護福祉士等養成課程における実習生に対し、次世代の介護現場を担う人材として介護の魅力や介護技術、知識向上ができるよう指導する。	

指定訪問介護／第一号訪問／障害福祉サービス事業所「射水市大門在宅介護支援センター」事業計画

運営事業	事業目的	事業概要	備考
3. その他	法人内の他事業所と連携協力し、地域貢献事業に参加し、法人の一員としての責務を果たす。	(1)地域貢献事業 ・1人暮らし・高齢者世帯への声掛け訪問 ・降雪時の除雪活動	

指定居宅介護支援事業所「射水市大門在宅介護支援センター」事業計画

運営事業	事業目的	事業概要	備考
1. 基本事業 居宅介護支援事業	要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮してケアマネジメント業務を行うことを目的とする。 その提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って、公正中立に行う。 居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービス提供が確保されるようサービス事業所、その他関係機関等との連絡調整等を行う。 適切なケアマネジメント業務を行うため、外部研修・内部研修に積極的に参加し、介護支援専門員の資質向上に努める。	居宅サービス計画書作成ほかケアマネジメント業務全般 (1)介護保険(更新・変更)認定申請代行 (2)居宅サービス計画の作成 ・サービス担当国会議の開催、リハビリ会議への出席 ・サービス事業者との連絡調整 ・関係機関、主治医との連携 ・月1回のモニタリング訪問 (3)予防給付におけるケアマネジメント ・包括支援センター再委託事業・総合事業への対応 (4)給付管理業務 ・給付管理、国保請求(各種加算の請求等) (5)利用者及び利用者家族の相談、支援 (6)介護支援専門員の自己評価 ・年2回実施(4月、10月) (7)資質向上のための研修会への参加(オンライン研修を含む) ・大門大島包括会議(事例検討会等)、合同包括会議 ・地域ケア会議 ・射水市居宅介護支援事業所連絡協議会研修会 ・多職種連携情報交換会 ・介護支援専門員初任者研修、虐待防止に関する研修、成年後見制度、防災、感染予防対策に関する研修等 ・スキル、フォローアップ研修、主任介護支援専門員研修 ・医療、介護、福祉連携研修、管理者研修等 ・日本介護支援専門員協会北陸ブロック研修等 (8)居宅介護支援事業所のサービス評価 ・利用者満足度アンケートの実施、報告	月合計件数140件～ (委託による介護予防0件) 随時 年6回、年3回 必要時随時 年3回(医師会共催含む) 年1回 年1回 年度末

指定居宅介護支援事業所「射水市大門在宅介護支援センター」事業計画

運営事業	事業目的	事業概要	備考
		(9)主任介護支援専門員業務 ・介護支援専門員実務研修実習（見学実習）の受け入れ、助言指導、評価、報告 ・介護福祉士等養成学校等の事例検討会への出席助言 ・射水市内ケアプラン指導への参加 ・事業所内のスーパーバイザーの役割 (10)特定事業所加算Ⅱ事業 ・加算条件等の確認・報告 ・介護支援専門1人当たりの利用者数40名未満 ・主任介護支援専門員1名以上、常勤の介護支援専門員3名以上の配置 ・介護支援専門員の個別年間目標の設定 ・センター会議や内部研修の年間計画の作成と実施 ・地域包括支援センター紹介の困難ケースへの対応 ・地域包括支援センターとの連携、事例検討会への参加 ・介護支援専門員実務研修実習（見学実習）の受け入れ協力、指導 ・他法人との事例検討会、研修会の企画、開催(特定事業所加算取得居宅介護支援事業所 居宅あいあい会) ・法人内サービス事業所との連携会議 ・インフォーマルサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画の作成 ・24時間連絡体制（必要に応じて相談対応できる体制）	依頼時 依頼時 依頼時 随時 随時・年2回 前年度1月 前年度1月 随時 年1～2回検討会開催時 依頼時(1月頃) 年1～2回 毎週1回 サービス計画作成時
2. 受託事業 ・認定調査	介護保険更新認定申請のあった者に対する1次判定訪問調査	(1)大門地区在住者で、在宅者の認定調査の実施(訪問調査)担当ケース、市内在住者の県外市町村からの受託を含む (2)認定調査員研修の受講	月平均12件1(約145件) 年1～2回

指定居宅介護支援事業所「射水市大門在宅介護支援センター」事業計画

運営事業	事業目的	事業概要	備考
・家族介護教室	射水市に居住する高齢者を在宅で介護している家族や親族及び地域住民等を対象に介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識、技術を習得できる教室を開催し、共通の悩みを持つ介護者が支え合う場として、心身のリフレッシュを含めた機会を設けることを目的とする。	(1)より良い在宅介護ができるよう、介護保険サービスの種類、利用方法について説明し、また、講師を招き、具体的な介護、療養方法、介護予防、こころの健康に関する研修会を企画、運営、実施する。参加者へのアンケートも行い、実施の評価と研修会内容についての希望調査を行う。 (2)大門福祉会だよりへ記事掲載等を行い、地域に事業内容を伝え、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等に関心を持ってもらう。	年1回実施 (2時間以上の研修内容を計画) 実施以降に発行の福祉会だよりに掲載を予定
3. その他	法人内及び他事業所と連携協力し、地域貢献事業に積極的に参加し、社会福祉法人の存在意義を広め、法人の一員としての責務を果たす事を目的とする。	(1)地域包括支援センター、射水市、各地域主催の認知症サポーター養成講座への協力参加(認知症キャラバンメイトとしての資格を生かす) (2)一人暮らしの利用者、高齢者世帯への支援 ・夏季の熱中症予防対策の呼びかけ、安否確認訪問 ・降雪時の自宅前の除雪、安否確認訪問等 (3)アダプトプログラム(地域美化活動)への参加	協力依頼時 対象者名簿による 年1～2回

指定介護予防支援事業所「大門・大島地域包括支援センター」事業計画

運営事業	事業目的	事業概要	備考
1. 基本事業 総合相談支援	大門・大島圏域における高齢者相談の中核機関として、看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職員が様々な相談に応じ、関係機関との連携のもと適切なサービスや制度へつなぐ等、総合的な支援を行う。 また、各種ネットワークを通じて地域のニーズ把握と社会資源の活用をはかりながら、支援が必要と判断される高齢者に対して専門職員によるチーム支援を行う。	(1)相談受付の対応 ・ 平日8:30～17:30、電話・来所・訪問により受付対応する。 ・ 休日及び時間外の相談は、併設こぶし園との連絡体制により24時間の受付体制を整備し対応する。 ・ 相談ケースの事情に応じて、時間外対応を行う。	
権利擁護	認知症や様々な障がい等により判断能力が不十分な高齢者に対し、専門的・継続的な視点から権利擁護の支援を行う。 また、高齢者虐待防止に向けて、虐待の早期発見や防止に向けた具体的な介入、見守り活動等を行うと共に、地域における虐待防止ネットワークの構築、権利擁護への周知啓発を行う。	(1)各専門機関、団体等との連携 ・ 社会福祉士を中心に、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用への支援、老人福祉施設への保護措置支援、高齢者虐待や多問題困難事例への対応、消費者被害防止に関する対応等を、各関係機関との連携をはかり支援対応する。 (2)権利擁護推進への周知啓発活動 ・ 地域啓発講座（フレイル予防、終活、その他）や圏域包括会議、各関係団体等との連絡会等の際に、虐待や消費者被害の防止、成年後見制度等のパンフレットや掲示物類を準備・制作して配布し、権利擁護に関する周知啓発を行う。	

指定介護予防支援事業所「大門・大島地域包括支援センター」事業計画

運営事業	事業目的	事業概要	備考
包括的・継続的ケアマネジメント	支援を要する高齢者やその家族が、介護保険の在宅・施設サービスや医療・保健サービス、その他の様々な社会資源サービス等を、その状態と状況に応じて適切に利用ができるよう、包括的・継続的な支援を行う。 また、圏域の介護支援専門員が、様々なサービスや社会資源を有効活用できるように、地域の連携体制の整備に努め、介護支援専門員の業務活動とスキル向上への支援を行う。	(1)圏域の介護支援専門員への支援 ・介護支援専門員の日常業務への相談、困難ケース等への同行訪問、医療機関やサービス事業者等との連携調整、サービス担当者会議への同席や開催等を行う。 (2)圏域包括会議の開催 〈構成〉介護支援専門員（居宅支援・小規模多機能）、介護・福祉サービス事業所員、病院ソーシャルワーカー、市社協、市福祉課、歯科医師、薬剤師、等 〈会場〉大門総合会館 〈日時〉市合同包括会議と市居宅支援連協研修会の開催がない月の第3木曜日13:30～15:00 (3)アドバイザー派遣事例検討会の開催 ・包括会議内の事例検討会に、医師、歯科医師、薬剤師、その他専門職がアドバイザーとして1名が出席し、専門的な視点で助言を行う。事例検討会後、アドバイザーによる最新の専門情報や多職種連携等に関するミニ講座を行う。 (4)自立支援（いみずGENKI式）事例検討会の開催（年2回） ・包括会議内の事例検討会に、7専門職種が加わり、高齢者の自立支援と介護予防に資するケアマネジメント支援の向上を目指す。	年6回 市委託加算事業 年2回 各専門職種との日程調整や謝金支払い等事務は、市担当課が担う。
介護予防支援、介護予防ケアマネジメント	介護保険で要支援①②、及び事業対象者と認定された高齢者が、心身機能の低下によって要介護状態にならないように、予防と機能改善に向けたケアマネジメントを行う。	(1)要支援①②、及び事業対象認定者に対し、介護保険サービスや介護予防総合事業サービス、その他様々な福祉サービスの紹介、利用調整、申請代行手続き等を行う。 (2)ケアマネジメント支援の開始後は、定期的にサービス利用と生活状況を確認・評価し、所轄機関への保険給付管理業務を行う。	

指定介護予防支援事業所「大門・大島地域包括支援センター」事業計画

運営事業	事業目的	事業概要	備考
2. 地域ケア推進事業 高齢者実態把握	一人暮らし高齢者等を個別訪問し、基本チェックリスト等によって生活機能に関する状態を把握し、必要に応じた支援を行う。	(1)実態把握調査の訪問対象者 ・大門地域の75歳以上の一人暮らし ・大門地域の74歳以下の一人暮らし登録者 ・大門地域の75歳以上高齢者世帯 ・介護認定済みで介護保険サービスの未利用者 ・認知機能検診の結果でMCIリスクが高めの者 ・その他、民生児童委員や地域関係者等からの情報提供者	市委託加算事業 大島地域は、大島在宅介護支援センターが主体で実施する。
認知症対策関係	認知症地域支援推進員を中心に、認知症高齢者やその家族等からの相談や悩みに応じ、専門的な助言を行いながら、適切なサービス支援につなぐ。 必要に応じて市担当課と連携したサポートチーム（認知症初期集中支援チーム）を構築し、専門職会議の開催の他、集中的・継続的な支援を行う。 認知症の正しい理解、認知症の予防対応、地域の見守り支援に関する各種の普及・啓発活動を行う。	(1)脳いきいき健康講座の開催 ・地域の高齢者を対象に、各公民館でのサロン活動、100歳体操の集まりの場等へ出向き、疾患の理解や予防に効果的な情報の提供、チェックリスト等を実施して周知啓発を図ると共に、早期発見と早期治療の意識づくりを進める。 (2)認知症サポーター養成講座の開催 ・認知症の正しい知識や接し方を理解し、認知症の人とその家族を支援する「認知症サポーター」の養成講座を開催する。 (3)認知症徘徊高齢者声かけ模擬訓練の開催 ・サポーター養成講座に引き続き、認知症高齢者への対応や声かけ等について実際に体験し学ぶ模擬訓練を行い、地域ぐるみの見守り、支え合う地域づくりを進める。 (4)認知症ささえ隊メイト及びキャラバンメイトの活動報告・研修会の開催（年1回） ・圏域内のサポーター養成講座を修了した活動ボランティア（ささえ隊メイト）や事業所所属のキャラバンメイトの活動支援、圏域の認知症バリアフリーに向けたネットワークの強化と各関連事業の推進を目的に開催する。	市委託加算事業 要望に応じて開催 市委託加算事業 要望に応じて開催 市委託加算事業 要望に応じて開催

指定介護予防支援事業所「大門・大島地域包括支援センター」事業計画

運営事業	事業目的	事業概要	備考
		(5)認知症ささえ隊ミニ講座の開催（年3回程度） ・地域の集いの場へ認知症ささえ隊メイトと認知症地域支援推進員が共に出向き、認知症への理解とささえ隊メイト活動を紹介する30分程度の講座を実施する。ささえ隊メイト活動の周知により、ささえ隊メイト登録者の増員につなげる。 (6)認知症カフェ事業の支援 ・圏域内で実施中の認知症カフェが、各関係機関や専門職、認知症サポーター、住民ボランティア等の連携と協力を受けながら事業活動が周知展開され、継続されるよう支援する。 (7)広報活動の実施 ・地元ローカル新聞への関連情報の定期連載を行い、周知啓発を推進する。	市委託加算事業 真生会富山病院内「カフェなでしこ」年6回開催 庄東タイムス「認知症ささえタイムス」年6回掲載
地域ケア・個別ケース会議関係	専門多職種と地域住民の参加による地域ケア・個別会議（ケース検討会議）を開催し、高齢者個人に対する支援の充実を図ると共に、自立支援に資するケアマネジメント支援、高齢者の課題解決のための地域支援ネットワークの構築を図る。 また、地域の高齢者課題の把握により、地域課題の共有と解決への支援を進める。	(1)地域ケア・個別ケース会議の開催 〈構成〉ケース担当の介護支援専門員、介護・福祉サービス事業所員、主治医、地域の協力支援関係者（民生児童委員、自治会役員、高齢福祉推進員、ケアネットチーム員等）、その他専門職等 〈開催〉圏域内の居宅介護支援事業所6か所の担当ケースや、包括支援センターが支援するケースの中から必要により開催する。	市委託加算事業

指定介護予防支援事業所「大門・大島地域包括支援センター」事業計画

運営事業	事業目的	事業概要	備考
3. 介護予防事業 地域啓発講座	地域の一般高齢者に対して、フレイル（虚弱）予防や介護・福祉に関する様々な知識等の普及啓発を図る。	(1)フレイル予防出前講座の開催 ・地域の高齢者を対象に、公民館やサロン活動等へ出向き、フレイル予防に効果的な知識の紹介や体操等を実施する。 ・講座の実施は、圏域内事業所の理学療法士や管理栄養士、専門職団体等の協力を得ながら実施する。 (2)終活支援ノート活用講座の開催 ・人生の最終段階の医療や介護等について、自身の思いや望みを伝える終活支援ノート「思いを伝えるノート」（射水市と射水市民病院が作成）を配布し、活用方法等を説明する。 (3)現役世代向け 介護・福祉講座の開催（年2回）【新規】 ・7040、8050問題に該当する支援困難事例が増加している中で、介護者世代の40～50代を主な対象に、介護保険制度や各種介護サービス等を理解し、将来の親の介護に備える講座を、日曜日に開催する。	市委託加算事業 要望に応じて開催 市委託加算事業 要望に応じて開催
100歳体操講座	健康で100歳まで地域で生活できることを目指す「きららか射水100歳体操」の地域への普及を進める。	(1)きららか射水100歳体操 体験型講座の開催 ・自治会、老人会、各グループ等へ出向き、100歳体操の体験講座を実施し、定着型活動への働きかけを行う。 (2)きららか射水100歳体操 定着型グループへの定期的支援 ・週1回以上の継続活動が始めるグループに対し、開始時の支援、定期的な評価測定（初回、3か月、6か月、1年後、2年後）等を行う。 継続グループに対しては、1年後グループ（1か所）には口腔機能向上、2年後（3か所）に認知症予防、3年後（6か所）に骨粗鬆症予防の市制作DVDを進呈し、グループ活動の充実を支援する。	市委託加算事業 要望に応じて開催 市委託加算事業

指定介護予防支援事業所「大門・大島地域包括支援センター」事業計画

運営事業	事業目的	事業概要	備考
4. 地域支え合い事業 地域支え合いネットワーク関係	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることを目指した地域における介護予防・生活支援体制の整備を支援する。	(1)大門・大島圏域支え合いネットワーク連絡会の開催 ・圏域内の各協議体の支え合いネットワーク事業の取組み状況の情報交換、地域の福祉課題の共有をはかりながら、各地区事業活動の継続と推進を支援する。 〈構成〉 ・各協議体の第3層コーディネーター及び事業事務局担当者等 ・第1層コーディネーター（市担当課） ・第2層コーディネーター 大門担当：大門・大島地域包括支援センター 大島担当：射水市大島在宅介護支援センター ・射水市社会福祉協議会（地域福祉担当課） (2)各協議体と第3層コーディネーターの活動支援【新規】 <u>支え合い支援団体「さわやか福祉財団」との連携</u> ・財団発行の活動支援情報誌「さあ、言おう」（月刊誌、無償提供）を、毎月第2層担当者が第3層へ配布して活動に参考となる情報提供を行うと共に、この機会を通じて各協議体と第3層活動の実情・課題を確認し、財団のエリア担当者の支援（対応への助言・最新情報の提供・リモート会議等）を受けながら各地区への活動支援を進める。	市委託加算事業

水戸田保育園事業計画

運営事業	事業目的	事業概要	備考
1.基本事業 一般保育	一人一人の子どもの発達過程を捉え、子どもが健やかに成長し、その活動が豊かに展開されるように保育を行う。	(1)年齢別保育 ・成長に個人差はあるものの、各年齢としての目標に向けて、集団としての活動を広げていく。 ①0歳児保育 5名 ②1歳児保育 16名 ③2歳児保育 22名 ④3歳児保育 28名 ⑤4歳児保育 22名 ⑥5歳児保育 27名	定員120名 短時間8:00～16:30 標準7:00～18:00 月～土曜日（年末年始は保育希望者の保育を提供）
		(2)異年齢保育 ・3歳児～5歳児の年齢の異なる子どもたちを同じクラスで保育する。年齢の異なる友だちのとかかわり方を学び、年齢の異なる友だちとの交流を通して、子どもが社会性や協調性を身につける。	らいおん組 ぞう組 きりん組
		(3)給食 ・食育、給食に関する一切の保育活動を行い、安全で、おいしい食事の提供を行う。 アレルギー食・離乳食の提供、行事食の提供	
		(4)環境及び衛生管理 ・施設内外の設備、用具等の衛生管理を行い、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努める。	
		(5)事故防止、安全対策 ・保育所内外の安全点検、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを行う。また、危険箇所の点検や避難訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。	遊具点検（月1回） 防災訓練（月1回） 防犯訓練（年4回） 交通安全指導

水戸田保育園事業計画

運営事業	事業目的	事業概要	備考
		(6)健康支援 健康管理 ・子どもの健康状態、発育及び発達状態を把握しその結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、発育・発達に適した生活を送ることができるよう援助します。	高畠医師 内科検診(年2回) 三島医師 歯科検診(年2回) 看護職員、担任 発育測定(月1回)
		(7)ボランティア受け入れ ・地域のつながりと、日本の文化に触れる。	茶道教室 よさこい大門 囲碁教室
		(8)地域活動 ・地域の行事への参加及び交流。	春祭り（獅子舞）・水戸田地域振興会文化まつり、敬老会 りんご狩り（バス）
2. 特別保育事業	共働き家庭の増加、核家族化の進行等に対応し、就労と育児の両立支援を総合的に推進するために、地域の需要を踏まえて、延長保育、一時保育、地域の子育て支援等を実施することにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。	(1)乳児保育事業 ・乳児の入所については年間を通じた入所児童数の変動があることから、保育所において安定的に乳児保育を実施できるよう、保育士を確保し、年度途中入所の需要等に対応すると共に乳児の受入れのための環境整備を行い、乳児保育の一層の推進を図る。	産休明け2か月から対応

水戸田保育園事業計画

運営事業	事業目的	事業概要	備考
		(2)延長保育促進事業 ・保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤などに伴う保育時間の延長に対応する需要に対応する。子どもの発達の状態、健康状態、生活リズム及び情緒の安定を配慮し保育を行う。 1. 短時間認定 ① 7:00～ 8:30 ②16:30～18:00 ③18:01～19:00 ④19:01～20:00 2. 標準時間認定 ①18:01～19:00 ②19:01～20:00	120円／区分
		(3)一時預かり事業 ・保育園等を利用していない家庭においても、突発的な事情や、一時的に家庭での保育が困難となる場合、また、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するために必要とされている支援に対応するため一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る。	利用定員3人程度 利用時間8:30～16:30 利用日数1人12日/月
		(4)休日保育事業 ・日曜・祝日等の保護者の勤務等により児童が保育に欠けている場合の休日保育の需要に対応するため、休日の保育を行い、休日に保育に欠ける乳幼児の福祉の向上を図る。	利用定員6～12人程度 利用時間7:00～19:00
		(5)心身障害児保育事業 ・障害児の保育を推進するため、保育士を加配することで、障害児の処遇の向上を図るとともに障害児保育を行うために必要となる設備整備等を推進する。	
		(6)病児保育事業（体調不良児対応型） ・保育中に体調不良となった児童を専用スペースで一時的に保育を行う。	

水戸田保育園事業計画

運営事業	事業目的	事業概要	備考
		(7)健康管理事業 ・園児 全園児の健康を維持する。 ・職員分 子どもに影響をきたさないように職員の健康を保つ。	尿検査(年1回) 検便(年2回)
		(8)園開放 ・園庭や保育室を開放し、園見学や保護者の方と自由に遊べる日を設けている。	毎週水曜日
3. 地域子育て支援拠点事業	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図る	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	

水戸田保育園行事計画

月	行事	備考
4月	進級式 入園式	
5月	春の遠足	
6月	幼年消防	
7月	七夕まつり	
8月	夏祭り	
9月	陶芸教室 敬老会	
10月	運動会 秋の遠足	
11月		
12月	生活発表会	
1月	新年子ども会	
2月	節分会 ひな祭り会	
3月	お別れ会 卒園式	
その他	誕生会 茶道教室、よさこい大門、囲碁教室	毎月 不定期